

令和2年7月第128回定例農業委員会総会議事録

令和2年7月10日(金)  
金田コミュニティセンター 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第498号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第499号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて  
議第500号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第305号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第306号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について  
報告第307号 その他の専決報告について

開会 午後1時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和2年7月第128回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしくお願いします。

議長

本日は、お忙しいところ、ご参集をいただきありがとうございます。

梅雨真っ只中、九州の方は非常に大変な状況になっております。近くでは岐阜や奈良でも被害がでており、全国的にも非常に大変な状況になっています。昔は梅雨といいますが朝から一日しとしとと雨が降るという感じでしたが、近年の梅雨は夕立なみの雨がずっと続くという環境の変化が感じられます。一般紙の新聞を見ていると住宅等の被害状況が報道されていますが、農業新聞を見ますと水田、野菜、果樹、畜産等の被害状況が写真で報道されています。同じ農家としては、身に詰まる思いのところですよ。この辺でも、8日の早朝、非常に強い集中的な雨が降り、風も非常に強く、短時間でよかったですよ、ああいった雨が何時間も降ることになると非常に怖い気持ちになります。ちょうど、大豆の播種時期にもなってきましたが、天気を見ていると当分傘マークがついていますが、そのあと田んぼが乾いてからとなると少し遅れるのかもしれませんが、早いところではすでに播種して、芽が出ているところもありますよ、これから播種される農家さんは、後半頑張ってくださいと思います。

コロナウイルスの関係につきましては、そろそろ終息しそうかなと思っ  
ていましたら、一週間ほど前から東京では100人を超える感染者が出  
ましたし、昨日は過去最高の200人以上の感染者が出ましたし、関西でも、  
大阪や兵庫で毎日のように感染者がでています。県内でも昨日東近江市内  
で感染者が出ております。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただき  
たいと思います。

本日の現在出席委員22名、全員出席でございます。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、7月  
総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、  
令和2年7月第128回定例総会を、ただ今から開催します。

議 長 先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、  
10番 ●●●●委員  
12番 ●●●●委員  
のご兩名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議 長 次に、日程第2 議案の上程に入ります。  
議第498号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについてを議題といたします。事務局の議案説明を求めます。

事務局 議題498号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を  
することについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図  
を合わせてご覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を  
求める。令和2年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、安土町下豊浦●●番●、登記地目、現況地目と  
も畑、登記面積191㎡、世帯の経営面積、渡人47.9アール、受人128.9  
アールで今回の申請面積を合わせますと130.8アールとなります。渡人につ  
きましては、安土町下豊浦●●番地、●●●●、受人につきましては、  
安土町下豊浦●●番地、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきまし  
ては、規模縮小、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号2、土地の所在地、益田町●●番地●、登記地目、田、現況地目、  
畑、登記面積529㎡、世帯の経営面積、貸人101.2アール、借人0アール、  
貸人につきましては、益田町●●番地、●●●●、借人につきましては、  
日吉野町●●番地●●、●●●●、契約内容は賃貸借、貸渡理由につつま  
しては、規模縮小、譲受理由につきましては、新規就農でございます。

番号3、土地の所在地、十王町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、  
登記面積2,982㎡、世帯の経営面積、渡人29.8アール、受人0アールで今  
回の2筆の申請面積で35.1アールとなります。渡人につきましては、上野  
町●●番地、●●●●、受人につきましては、日吉野町●●番地●、●●  
●●、契約内容は売買、譲渡人につきましては、高齢により耕作不可、譲  
受理由につきましては、新規就農でございます。こちらの2番、3番の案  
件ですが、受人は申請地において、露地野菜の栽培を行う予定です。収穫  
した野菜については、販売する目的ではなく、家族や会社経営をされてい  
ますので、従業員やその家族等に配る予定です。栽培が安定してきたら、

近くにある桐原こども園・桐原小学校等の子どもたちに収穫体験を通して土に触れてもらう機会を設けることを目的として、子ども農園などの体験農業も展開していきたいと計画されています。

受人は、社員で農業者である●●さんから3カ月野菜栽培全般に係る技術の研修を受けています。耕作については、受人の他に子が従事し、●●さんが日常管理者兼作業指導者として、耕作支援を行うことから、技術的には、問題ないと考えます。

また、農作業に必要な農機具については、トラクターは中小森町の●●さんから借り、管理機は●●さん所有の物を使用し、動噴、スコップ、鍬等は、購入されます。

土地利用計画については、にんにくを9月～6月、大根を9月～2月、じゃがいもを3月～6月、さつまいもを5月～11月にかけて栽培される予定です。

また、申請地は、20年程前から市内他の業者による無断転用がされており、擁壁より約2mの残土が盛られている状態であり、毎年、原状回復通知を行っている農地でございます。今回、畑地として利用するために、受人が擁壁レベルまで土砂を搬出されています。一部めくり上げた残土が残っていることから、残土を搬出し、畑土を入れるという「農地復元利用計画書」の提出を受けています。なお、擁壁で囲まれた畑地であることから、周辺を30cm程度掘り下げ、隣地の内に土砂が流出しないように対策もされます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、別紙「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

（特になしの声）

議 長

特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。

質問はございませんか。

委員 (特になしの声)

議長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。  
議第498号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委員 (異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。  
よって、議第498号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議長 それでは次に、議第499号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第500号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議第499号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、馬淵町●●番、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積155㎡、同じく馬淵町●●番●、登記地目、田、現況地目、雑種地、届出面積84㎡、同じく馬淵町●●番●、登記地目、畑、現況地目、雑種地、届出面積42㎡、3筆合わせて126㎡でございます。申請人につきましては、馬淵町●●番地、●●●●、事由につきましては、露天資材置場及び露天駐車場及び一般住宅（離れ）でございます。申請地は、馬淵町地先の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。転用目的は、「露天資材置場、露天駐車場、一般住宅（離れ）」です。申請者は、左官業を営んでおり、現在使用している資材置場並びに駐車場が借地であり、地主より返還を申し出されているため、自宅に隣接する農地を使用したいと申請がありました。また、一般住宅（離れ）は、農地法施行前の昭和27年以前より建築

されております。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

続きまして、議第500号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議案朗読及び説明させていただきます。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和2年7月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、中之庄町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅地、届出面積83㎡、渡人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、受人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、申請地は、中之庄町地先の農地で、一団の規模が10ヘクタール以上の農地を形成していることから、農振白地の第1種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、農業用倉庫です。現状も町内に住む受人が農業用倉庫として使用されています。第1種農地は、原則許可できませんが、農業用施設であることから、例外的に許可し得るものです。てん末案件ではございますが、やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号2、土地の所在地、中之庄町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積62㎡、貸人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、同じく中之庄町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積62㎡、同じく中之庄町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積85㎡、3筆合わせまして209㎡でございます。2筆の貸人につきましては、中之庄町●●番地、●●●●、3筆の借人につきましては、中小森町●●番地●●、●●●●、申請地は、中之庄町地先の集落内の農地で、団地規模がおおむね10ヘクタール未満であり、相当数の街区を形成していることから、農振白地の第2種農地と判断をいたしました。契約内容は、賃貸借でございます。転用目的は、漁具置場です。受人は、漁業を営んでおり、琵琶湖の近くに自己所有の土地がなく、今回の申請地は長命寺港からも近いことから用地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地小田町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積312㎡、同じく小田町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積79㎡、同じく小田町●●番、登記地目、現況地目とも田、届出面積469㎡、3筆合わせて860㎡でございます。渡人につきましては、小田町●●番地、●●●●、受人につきましては、彦根市栄町2丁目●番●●号、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、小田町の集落内の農地で、

上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に北里小学校・北里幼稚園の教育施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買でございます。転用目的は、建売分譲住宅2区画で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。開発同時許可となります。

番号4、土地の所在地、日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積451㎡、同じく日吉野町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積296㎡、2筆合わせて747㎡でございます。渡人につきましては、草津市芦浦町●●番地●、●●●●、受人につきましては、栗東市小野●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、日吉町地先の農地で、上下水道が埋設された道路の沿道で、おおむね500m以内に●●内科・●●●●クリニックの医療施設が2つ以上ありますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買でございます。転用目的は、建売分譲住宅4区画で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。開発同時許可となります。

番号5、土地の所在地、上田町●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積769㎡、渡人につきましては、上田町●●番地、●●●●、受人につきましては、蒲生郡竜王町小口●●、●●●●、申請地は、上田町地先の農地で、農用区域内農地いわゆる青地にあります。契約内容は、身内間の贈与でございます。転用目的は、農業用倉庫及び農業用資材置場です。受人は、現在も上田町地先に農業用倉庫を所有していますが、粃の乾燥・粃すり・精米等の作業を行っており、田植機・コンバイン・トラクター等の機械類並びに農業用資材等の置場が必要となったことから、耕作地の近くである今回の申請地を選定されました。軽微変更を令和2年6月4日にされており、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号6、土地の所在地、千僧供町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積1,186㎡、渡人につきましては、愛知郡愛荘町愛知川●●番地、●●●●、受人につきましては、千僧供町●●番地の●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、千僧供町地先の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、工場敷地です。申請地は、昭和48年より工場敷地として使用しております。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号7、土地の所在地、武佐町●●番●、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積424㎡、同じく武佐町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積555㎡、同じく武佐町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積350㎡、3筆合わせて1,329㎡でございます。渡人につきましては、武佐町●●番地●、●●●●、受人につきましては、小田町●●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、武佐町の集落内の農地であり、街区中の宅地率が40%を超えますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、露天資材置場・露天駐車場です。受人は、自動車業を営んでおり、タイヤ・ホイールをはじめとした自動車部品等の置場や自動車の置場を探しておられました。一部てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号8、土地の所在地、安土町上出●●番、登記地目、田、現況地目、畑、届出面積128㎡、渡人につきましては、川崎市中原区井田2丁目●●一●一●、●●●●、受人につきましては、安土町上豊浦●●番地●、●●●●、申請地は、安土町上出地先の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買による所有権移転でございます。転用目的は、露天駐車場です。受人は、町内にて設備・土木会社を営んでおり、重機置場が手狭となったため、事務所の近くである当該地を選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

議第 499 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 500 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、8番●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、6月30日に、

議第 499 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 500 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、15番●●●●委員と、17番●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただ



きたいと存じます。

初めに、議第499号 農地法第4条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

番号1の案件です。申請地は、馬淵町地先の集落内の農地です。転用目的は、「露天資材置場」「露天駐車場」「一般住宅（離れ）」であります。申請者は、左官業を営んでおり、自宅に隣接する農地を資材置場等に使用したとのことでした。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、議第500号 農地法第5条1項許可申請の案件について報告させていただきます。

最初に、番号1の案件です。申請地は、中之庄町地先の農地で、転用目的は、農業用倉庫です。現状も町内に住む受人が農業用倉庫として使用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号2の案件です。申請地は、中之庄町地先の集落内の農地で、転用目的は、漁具置場です。受人は、漁業を営んでおり、長命寺港に近い土地を探しておられました。周りが里道で囲まれており、隣地への影響も無いことから、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号3の案件です。申請地は、小田町の集落内の農地で、転用目的は、建売分譲住宅2区画です。周辺が住宅で囲まれた農地であり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号4の案件です。申請地は、日吉町地先の農地です。転用目的は、建売分譲住宅4区画で、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号5の案件です。申請地は、上田町地先の農地で、農用地区域内農地いわゆる青地にあります。転用目的は、農業用倉庫及び農業用資材置場であります。現在も上田町地先に農業用倉庫を所有していますが、籾の乾燥・粳すり・精米等の作業を行っており、田植機等の機械類の置場が無く困っていると伺いました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号6の案件です。申請地は、千僧供町地先の農地です。転用目的は、工場敷地です。申請地は、昭和48年より工場敷地として既に使用されています。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に、番号7の案件です。申請地は、武佐町の集落内の農地です。転用目的は、露天資材置場・露天駐車場です。周囲が住宅で囲まれており、雑草が生い茂っている状態でありました。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に、番号8の案件です。申請地は、安土町上出地先の農地です。転用目的は、露天駐車場です。受人は、申請地の近くにある●●●●という会社を営んでおり、今回、重機置場が手狭となったため、事務所の近くである当該地にコンボ等を置くとのことでした。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

以上、第4条許可申請1件、第5条許可申請8件、計9件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長                   ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員                   (特になしの声)

議 長                   質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 499 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 500 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員                   (異議なしの声)

議 長                   ご異議なしと認めます。

議第 499 号、農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、及び、議第 500 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長                   それでは、次に

報告第 305 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 306 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第 307 号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局

報告第305号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西庄町●●一●、地目、田、地積380㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年6月8日、403番、届出人の住所氏名、西庄町●●一●、●●●●、理由につきましては、宅地造成でございます。

続きまして、報告第306号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和2年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、西庄町●●一●、地目、田、地積2,160㎡、同じく西庄町●●一●、地目、田、地積1,175㎡、届出受理日及び受理番号、令和2年6月8日、501番、受人の住所氏名、西本郷町西●一●●、●●●●、代表取締役、●●●●、渡人の住所氏名、西庄町●●一●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場及び分譲宅地、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第307号、その他の専決報告について、農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和2年7月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借契約（使用貸借を含む）の合意解約通知の受理について、こちらにつきましては、3件ございました。いずれも賃貸借契約解除でございます。

2、農地形状変更申出について、①鷹飼町●●番●、田、249㎡を畑届、同じく鷹飼町●●番●、田、703㎡を畑届、届出人につきましては、鷹飼町●●番地、●●●●、令和2年6月15日受理でございます。

3、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、6月審査会、5日審査、ご覧のとおり更新8件でございました。以上でございます。

議長

ただ今の、報告第305号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第306号 農地法第5条第

1項第7号の規定による農地転用届出の受理について及び、報告第307号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 (特になしの声)

議長 それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 以上で本日の総会日程は終了しました。  
これをもちまして第128回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後2時46分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員